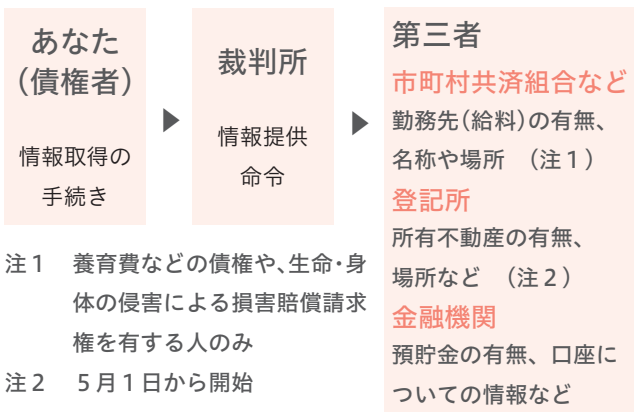


裁判所の手続きや公正証書で約束したお金の支払いを受けられないという人へ

債務名義（判決、調停調書、公正証書など）があれば、裁判所で情報取得手続きを行えば相手（債務者）の財産を調べられます。

手続きの大まかな流れ

裁判や調停などの裁判所の手続き、または公証人役場で債務名義を取得した後、以下のような手続きが必要です。



- 取得したい情報によって、手続きや条件が異なりますので詳しくは最寄りの地方裁判所に尋ねるか、ホームページをご覧ください。
<http://www.courts.go.jp/courthouse/map>

利用方法

申し立て先

債務者の住所を管轄する地方裁判所

手数料

- 申立書1通につき原則1,000円（収入印紙）
※この他に、情報提供をした金融機関への報酬（1件2,000円）や郵送費用が必要になります。

必要な書類

- 申立書
- 債務名義(判決、調停調書、公正証書など)正本
- 財産を調査した結果の報告書など

不動産・勤務先(給料など)の情報の取得を

希望する場合

- 3年以内に財産開示手続が実施されたことを証する書面

問熊本簡易裁判所 電 325-2121

県シルバー作品展作品募集

創作活動を通じて、高齢者の文化活動や社会参加、生きがいづくりを促進するため開催される熊本県シルバー作品展の出品作を募集します。
資格：令和4年4月1日時点で60歳

対象者：家族や親しい人を自死で亡くした人（どちらも共通）
場所：問県精神保健福祉センター
386・1166

以上の県内在住のアマチュア
テーマ：特にありません。

部門：日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸の6部門

出品料：1000円(出品は1人1点まで)

応募：6月18日(金)までに役場福祉課
や町教育委員会などに設置してある
パンフレットにより左記へ
問(一財)熊本さわやか長寿財団
354・3083

「技能検定」国家試験 受検者募集

技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。
技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。
合格者には、合格証書が交付され「技能士」と称することができます。
なお、2級実技試験と同時に「技能五輪全国大会熊本県地方予選会」を

兼ねて実施します。

また、令和3年4月1日時点で35歳未満の人が2級、3級の実技試験を受検する場合、手数料が9千円減額されます。

受付期間：4月5日(月)～16日(金)

実施期間：6月7日(月)～9月12日(日)

※ただし3級は、8月8日(日)まで

合格発表：10月1日(金)

※ただし、3級は8月27日(金)

場所：別途、受検票で通知されます

問熊本県職業能力開発協会

電 285・5818

ファ 285・5812

HP <http://www.noukai.or.jp>